

## 定期監査報告(第7号)

### 1. 監査の対象

学校教育課(全小中学校)

### 2. 監査の期日

令和8年1月26日(月)

令和8年1月27日(火)

### 3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

### 4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

#### 【学校教育課】

・小中学校校舎・体育館清掃業務委託について、契約書や仕様書通りの履行確認方法、担当員や監理技術者等の施工体制の確認方法が不明確である。

受注者側との文書でのやり取りの記録がないため、契約書や仕様書の内容どおり履行されているかをどのように確認をしているのかが明らかでないことから、今後においては、発注者並びに受託者が契約書と仕様書の内容を十分に理解した中で業務を適切にすべきである。

・学校除雪業務について、契約書では担当職員となっているところ、届出書は業務担当員となっているなど文言が一致していない。

正副担当員がいるが、人数は定めていないので複数いても問題ないが、敢えて正副とすることはない。

また、業務にあたった時間を報告する際の様式は特記仕様書に定めておくこと。

作業日報も発注者側が求めていることを記載するように一律の様式として特記仕様書に明示しておくこと。

担当員が日報を受領する際のやり取りを明確化し、業務内容の指示方法をわかるよう

にすべきである。

- ・英語指導助手派遣業務委託について、誰がどこに派遣されるかが記載がなく、派遣された人が条件に合うかどうかの確認方法が不明確である。

- ・通学バス運行業務について、子供が相手のため、運転手の管理や安全運転への留意が重要である。運転手の管理・安全運転に関する事項を特記仕様書にしっかりと明記する必要がある。

また、乗る人の立場になり、町民に運行の様子がどう映るかを意識して業務を行うよう適切な指導が必要である。

- ・委託・工事等にかかわらず、契約書・特記仕様書の充実が必要である。

何を求めているかを明確にし、委託業務や請負工事等にあっては、その内容に見合った積算とすべきである。

- ・工事並びに委託業務において、学校等に出入りするにあっては、防犯上の観点から、作業員等の氏名も含め把握できるようにすべきである。

上記案件のみならず、発注者や学校管理者の責務として、十分危機感を持って業務にあたることを強く願う。